

五所川原市果樹雪害対策等支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1 市は、令和6年12月からの豪雪により果樹の枝折れ・幹折れ等の被害を受けた樹園地の早期復旧、及び今後の雪害対策に要する経費について、予算の範囲内において、五所川原市果樹雪害対策等支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、五所川原市補助金等交付規則（平成17年五所川原市規則第42号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象経費等)

第2 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、事業実施主体、補助率、補助金の額及び採択要件は、別表のとおりとする。

(交付申請等)

第3 補助金の交付を申請及び請求しようとする者（以下「交付申請者」という。）は、令和7年度五所川原市果樹雪害対策等支援事業費補助金交付申請書兼請求書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添付して令和8年2月27日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 果樹雪害対策等事業計画（第1号様式 別紙）
- (2) 補助対象経費の内容を明らかにした書類（領収書等）
- (3) 五所川原市果樹雪害対策等支援事業費補助金振込口座届出書（第2号様式）
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 前項第1号に規定する添付書類について、市が農業協同組合又は取扱販売店等から提供される情報で確認ができる場合は、当該書類の提出を省略することができる。

(交付決定等)

第4 市長は、第3の規定による申請があった場合は、当該申請に係る書類等を審査し、必要に応じて現地等を調査し、速やかに補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定による審査により補助金の交付を決定したときは、令和7年度五所川原市果樹雪害対策等支援事業費補助金交付決定通知書兼確定通知書（第3号様式）により交付申請者に通知するものとする。

3 補助金の請求日については、交付決定日とする。

(その他)

第5 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は令和7年9月16日から施行する。

別表（第2関係）

区 分	補助対象経費	事業実施主体	補助率及び補助金の額	採択要件	重要な変更
共通事項	<p>1 令和6年12月からの豪雪により被害を受けた樹園地の早期復旧、及び今後の雪害対策を行う、区分の欄の1及び2の事業に要する経費 ※令和7年4月1日以降に発注、購入したことが証明できるものに限る。</p> <p>2 次の(1)から(4)までに該当する経費は除く。 (1)事業の期間中に発生した事故・災害の処理に要する経費 (2)補助対象経費に係る消費税及び地方消費税 (3)その他本事業を実施する上で必要と認められない経費及び本事業の実施に要した経費であることを証明できない経費</p>	—	—	<p>1 市内に住所を有する農業者又は市内に所在する農業法人であること。</p> <p>2 収入保険、果樹共済等の農業保険に加入している、又は今後加入する意向が確認できること。</p> <p>3 市が農業協同組合若しくは取扱販売店又は関係機関から補助金の交付に必要な情報の提供を受けること及び利用することに同意できること。</p>	<p>1 事業実施主体の変更</p> <p>2 事業の中止又は廃止</p> <p>3 補助金の増又は事業費の30%を超える増減</p>

区 分	補助対象経費	事業実施主体	補助率及び補助金の額	採択要件	重要な変更
1 被害樹の改植支援タイプ	<p>別記「五所川原市果樹産地構造改革計画（令和7年5月）」に位置づけられている振興品目（りんご、ぶどう）の苗木購入費用</p> <p>※₁ 購入合計額を購入数量で除して得た平均額（1円未満の端数切捨て）を単価として用いる。</p>	令和6年12月からの豪雪により被害を受けた果樹販売農家	<p>左の補助対象経費の合計額の3分の1に相当する額以内の額。</p> <p>ただし、苗木1本当たりの上限単価を700円とする。</p> <p>※上記の補助金額に10円未満の端数がある場合は、その端数を切捨てる。</p>	<p>1 令和7年度中に改植に必要な苗木の購入・納品が完了できること。</p> <p>2 国や県、農業団体団体等の他事業による改植支援を受けていないこと。（※改植面積が2a未満等）</p>	—
2 果樹の雪害対策支援タイプ	<p>果樹枝受け用支柱の購入費用</p> <p>※₁ 1農家当たり50本まで</p> <p>※₂ 購入合計額を購入数量で除して得た平均額（1円未満の端数切捨て）を単価として用いる。</p>	果樹（りんご、ぶどう）販売農家で、令和8年も営農継続する者	<p>左の補助対象経費の合計額の10分の3に相当する額以内の額。</p> <p>ただし、支柱1本当たりの上限単価を300円とする。</p> <p>※上記の補助金額に10円未満の端数がある場合は、その端数を切捨てる。</p>	<p>令和7年度中に果樹枝受け用支柱の購入・納品が完了していること。（※今冬前の支柱設置を推奨）</p> <p>市内の樹園地へ優先的に設置し、その他雪害対策に取り組む意向を有していること。</p>	—

(別記)

五所川原市果樹産地構造改革計画において、生産を振興する品目・品種は下記のとおりです

1 りんご

(1) 同一品種への改植及び新植を振興する品種

品目	詳細
りんご	ふじ※ ₁ 、王林※ ₂ 、トキ、ぐんま名月、もりのかがやき

※₁ ふじには、(3)に記載している振興品種が含まれる。

※₂ 王林には、王林と大玉王林が含まれる。

(2) その他の振興品種

品目	品種	詳細
早生種	つがる	初つがる、ひらかつがる、夢つがる、つがる姫、野村つがる、みすずつがる、芳明つがる、美光
中晩生種	早生ふじ系	ひろさきふじ、ほのか、涼香の季節、やたか、相伝ふじ、昂林
中晩生種	着色ふじ系	宮美ふじ、こまちふじ、協会選抜ふじ、みしまふじ、ふじチャンピオン、王実、紅しぐれ、紅ほまれ、寿ふじ、みやまふじ、ふじロイヤル21、極ふじ、ふじワールド、長ふ6号、コスモふじ、うまじろう、紅虎、平成美人、平成ふじ、みたかふじ

(3) 「つがる」及び「ふじ」の優良系統における振興品種

品目	品種	詳細
早生種	その他	しおりの詩(あおり12)、恋空(あおり16)、彩香(あおり9)、ちなつ、みよしレッド、シナノレッド、きおう、ファーストレディ、夏緑、メルシー、祝、未希ライフ
中晩生種	シナノ系	シナノスイート、シナノゴールド、華宝、スイートクイーン
中晩生種	あおり系	北紅(あおり13)、星の金貨(あおり15)、千雪(あおり27)、春明21(あおり21)
中晩生種	その他	北斗、紅玉、陸奥、美丘(さしゃ)、おいらせ、こうたろう、トキ、もりのかがやき、ぐんま名月、栄紅、レッドキュー、はるか、美紅(HFF33)、HFF60、きみと(HFF63)、明秋、選抜ニュージョナ

2 ぶどう

(1) 改植及び新植を振興する品種

品目	詳細
ぶどう	スチューベン、ナイヤガラ、キャンベルアーリー、大粒ピオーネ、シャインマスカット、天狼、富士の輝、マイハート、バイオレットキング、雄宝、アスタサーティーン

令和 年 月 日

五所川原市長

住所又は所在地
氏名又は名称
及び代表者氏名

令和7年度五所川原市果樹雪害対策等支援事業費補助金
交付申請書兼請求書

令和7年度において実施する果樹雪害対策等支援事業について、補助金の交付を受けたいので、五所川原市果樹雪害対策等支援事業費補助金交付要綱第3の規定により、下記のとおり補助金の交付を申請及び請求します。

なお、市が農業協同組合等の関係機関から補助金の交付に必要な情報の提供を受けること及び利用することに同意します。

記

1 交付を受けようとする補助金の額 円

2 添付書類

- (1) 果樹雪害対策等事業計画（第1号様式 別紙）
- (2) 補助対象経費の内容を明らかにした書類（領収書等）
- (3) 五所川原市果樹雪害対策等支援事業費補助金振込口座届出書（第2号様式）
- (4) その他市長が必要と認める書類

五所川原市雪害対策等支援事業費補助金振込口座届出書

氏名又は名称
及び代表者氏名

金融機関(ゆうちょ銀行以外)												
金融機関コード(数字4桁)				金融機関名								
									農業協同組合 銀行 信用金庫			
				信用組合 労働金庫 信連 農林中金								
支店コード(数字3桁)				本・支店名								
預金種別(該当のものにレ印をつけてください)						口座番号(7桁に満たない場合は、右づめで記入)						
<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座 <input type="checkbox"/> 別段 <input type="checkbox"/> 通知												
口座名義人												
フリガナ												
漢字												
ゆうちょ銀行												
記号(6桁目がある場合は※部分に記入)						番号(右づめで記入)						
					※							
口座名義人												
フリガナ												
漢字												

※提出時には振込口座情報が分かる書類（通帳等）を持参してください。

五農発第 号
令和 年 月 日

様

五所川原市長
(公 印 省 略)

令和7年度五所川原市果樹雪害対策等支援事業費補助金
交付決定通知書兼確定通知書

令和 年 月 日付けで交付申請のあった令和7年度五所川原市果樹雪害対策等支援事業費補助金に対し、五所川原市果樹雪害対策等支援対策事業費補助金交付要綱第4第1項の規定により、下記のとおり交付することに決定しましたので、同要綱第4第2項の規定に基づき、交付決定及び交付確定額について通知します。

記

交付決定・確定額 円

振込予定日 令和 年 月 日